

港区立母子生活支援施設の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人特別区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、港区立母子生活支援施設の管理運営に関して、令和３年４月１日に締結した「港区立母子生活支援施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

- 1 原協定書第１７条第２項を次のように改める。
- 2 本施設の修繕については、１件につき２００万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、１件につき２００万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。
- 2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 3 本変更協定書は令和８年４月１日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年４月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号
港 区
港区長 清 家 愛

乙 江東区塩浜二丁目５番１５号
社会福祉法人 特別区社会福祉事業団
理事長 鈴木 勝